

○奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例

平成15年3月26日条例第12号

改正

平成18年9月19日条例第45号

平成24年12月26日条例第57号

平成30年7月3日条例第43号

奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における観光旅客の宿泊を巡る状況に鑑み、国内外からの観光旅客の宿泊に対する需要に的確に対応してこれらの者の来訪及び滞在を促進することが課題となっていることを踏まえつつ、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）の施行及び旅館業の業務の適正な運営の確保等に必要な事項を定めることを目的とする。

(旅館・ホテル営業の施設の構造設備基準)

第2条 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「令」という。）第1条第1項第8号の条例で定める旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる要件を備えた玄関帳場その他これに類する設備（次項第1号において「玄関帳場等」という。）が設けられていること。
 - ア 事務を行うのに適した広さを有すること。
 - イ 玄関から容易に見え、かつ、宿泊者その他の利用者（以下「宿泊者等」という。）の全てが必ず通過する場所に設けられていること。
 - ウ 宿泊者等と直接面接できる構造であること。
- (2) 共同用の浴室又はシャワー室が設けられているときは、次の要件を満たすものであること。
 - ア 男子用及び女子用の区分があること。
 - イ 外部から見通されない構造であること。
 - ウ 男子用及び女子用のものが隣接して設けられているときは、相互に見通すことができない構造であること。
 - エ 男子用及び女子用の脱衣室が設けられていること。
- (3) 共同用の洗面設備が共同用の便所と隣接して設けられているときは、その便所と

は、扉等で区画されていること。

(4) 寝具類は、宿泊者の定員に応じて十分な数を保有していること。

2 次に掲げる要件を備えた令第1条第1項第2号に規定する宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するものが設けられている場合は、前項第1号に掲げる基準によらないことができる。

(1) 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。

(2) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。

(簡易宿所営業の施設の構造設備基準)

第3条 令第1条第2項第7号の条例で定める簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 施設の規模に応じた玄関帳場その他これに類する設備（アにおいて「玄関帳場等」という。）が設けられていること。ただし、次に掲げる要件を満たしているときは、この限りでない。

ア 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。

イ 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。

(2) 前号に掲げるもののほか、前条第1項第2号（ア及びエを除く。）から第4号までに掲げる基準に適合するものであること。

(付加基準)

第4条 別表に掲げる地域内においては、令第1条第1項第8号の条例で定める旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準又は同条第2項第7号の条例で定める簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、第1条第1項各号又は前条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(1) 施設の外壁、屋根、広告物その他外観は、周囲の善良な風俗を害することがないよう、意匠等が著しく奇異でなく、かつ、周囲の環境に調和するものであること。

(2) 宿泊者等が車庫又は駐車場から玄関帳場を経由することなく直接客室への出入りを行うことができる構造でないこと。

- (3) ロビー又は玄関広間が設けられている場合は、玄関帳場に接続していること。
- (4) 浴室又はシャワー室は、壁等で区画され、これらの内部が当該浴室又はシャワー室の外から見通すことができない構造であること。
- (5) 動力により振動し、又は回転するベッド、横がしている人の姿態を映すために設けられた鏡（以下「特定用途鏡」という。）で面積が1平方メートル以上のもの又は2以上の特定用途鏡でそれらの面積の合計が1平方メートル以上のもの（天井、壁、仕切り、ついでにその他これらに類するもの又はベッドに取り付けてあるものに限る。）その他専ら異性を同伴する宿泊者等の性的好奇心に応ずるための設備が設けられていないこと。

（下宿営業の施設の構造設備基準）

第5条 令第1条第3項第5号の条例で定める下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 寝具類は、適当な数を有すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、第2条第1項第2号（ア及びエを除く。）及び第3号に掲げる基準に適合するものであること。

（構造設備基準の特例）

第6条 季節的状況、地理的状況その他特別の事情により第2条から前条までに定める基準による必要がない場合又はこれらの基準によることができない場合であつて、公衆衛生の維持に支障がないと市長が認めるときは、これらの基準によらないことができる。

（清純な施設環境を保持すべき施設等）

第7条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める施設は、次のとおりとする。

- (1) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (2) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設並びにこれらと同一の目的を有する施設で国又は地方公共団体が設置するもの
- (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第5章（第42条を除く。）に規定する公民館
- (4) 青年の家、少年自然の家、青少年野外活動センターその他の青少年教育施設で、国又は地方公共団体が設置するもの

(5) 体育館及び水泳プール並びに陸上競技場、野球場、庭球場その他の運動場で、国又は地方公共団体が設置するもの

(6) 前各号に掲げる施設以外の施設で、市長が指定するもの

2 法第3条第4項（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める者は、次に掲げる施設の区分に従い、当該各号に定める者とする。

(1) 国が設置する施設 当該施設の長

(2) 地方公共団体が設置する施設 当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会

(3) 前2号以外の施設で、当該施設について監督庁があるもの 当該監督庁

(4) 前3号以外の施設 市長

（衛生措置の基準）

第8条 法第4条第2項の規定による営業者が講じなければならない宿泊者の衛生に必要な措置の基準は、次のとおりとする。

(1) 旅館業の施設及びその周囲は、定期的に清掃し、必要に応じて消毒を行い、常に清潔で衛生的に保つこと。

(2) 旅館業の施設におけるねずみ、昆虫等の防除は、6月以内ごとに1回、定期的に行い、その実施記録を2年以上保存すること。

(3) 給水設備は、定期的に点検し、及び保守し、貯水槽については、1年以内ごとに1回、定期に清掃し、その実施記録を2年以上保存すること。

(4) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置（以下「給水装置」という。）以外に給水に関する設備を設けて飲料水を供給する場合は、規則で定めるところにより検査を行い、人の飲用に適する水を供給するとともに当該検査の記録を2年以上保存すること。

(5) 換気設備及び照明設備は、定期的に点検し、及び保守し、常にこれらの設備のそれぞれ適正な換気能力及び照度を維持すること。

(6) 客室には、次に掲げる客室の区分に応じ、それぞれに定める人数を超えて宿泊者を宿泊させないこと。

ア 旅館・ホテル営業の客室

(ア) (イ)以外の客室にあつては、床面積3.2平方メートルにつき1人。ただ

し、団体の宿泊者を宿泊させる場合であって、公衆衛生上支障がないときは、床面積2.4平方メートルにつき1人とすることができる。

(イ) 寝台を置く客室にあつては、床面積4.5平方メートルにつき1人。ただし、団体の宿泊者を宿泊させる場合であって、公衆衛生上支障がないときは、床面積3平方メートルにつき1人とすることができる。

イ 簡易宿所営業の客室

(ア) 宿泊者の数を10人未満として法第3条第1項の許可の申請がなされた施設にあつては、床面積3.3平方メートルにつき1人

(イ) 宿泊者の数を10人以上として法第3条第1項の許可の申請がなされた施設にあつては、床面積（階層式寝台を置く場所の床面積を除く。）2.4平方メートルにつき1人。ただし、階層式寝台を設ける場合は、当該寝台の階層ごとに床板の面積1.6平方メートルにつき1人とする。

ウ 下宿営業の客室にあつては、床面積5平方メートルにつき1人

(7) 入浴設備については、次のとおり措置すること。

ア イ以外のもの

(ア) 浴室の給湯栓及び給水栓の湯水は、十分に供給すること。

(イ) 浴槽水（浴槽内の湯水をいう。以下同じ。）は、規則で定める基準に適合するように水質を管理すること。給水装置により供給される水以外の水を使用した原水（原湯（浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。）の原料に用いる水及び浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。）、原湯、上がり用水（洗い場に備え付けられた給水栓及びシャワーから供給される水をいう。以下同じ。）及び上がり用湯（洗い場に備え付けられた給湯栓及びシャワーから供給される温水をいう。以下同じ。）についても、また、同様とする。

(ウ) 原湯を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）内の温水の温度は、規則で定める温度以上に保つこと。ただし、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の温水を消毒する場合は、この限りでない。

(エ) 貯湯槽の生物膜の状況を定期的に監視し、必要に応じ生物膜を除去するために清掃し、及び消毒すること。

(オ) 浴槽水は、原湯又はろ過した湯水を十分に供給することにより清浄に保つ

こと。

(カ) 毎日（ろ過器を使用している浴槽にあっては、1週間に1回以上）浴槽水を完全に換水するとともに、浴槽を清掃すること。

(キ) ろ過器を使用している浴槽にあっては、次に掲げる措置を講じること。

a ろ過器は、1週間に1回以上逆洗浄（湯水を逆流させることによりろ過器のろ材その他の部分の汚れを排出させることをいう。以下同じ。）を十分に行うこと。この場合において、逆洗浄を行っても当該ろ過器のろ材の汚れを十分に排出することができなくなったときは、当該ろ材を交換すること。

b ろ過器及びろ過器と浴槽との間の配管は、1週間に1回以上生物膜を除去するために清掃し、及び消毒すること。

(ク) 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒し、当該浴槽水内の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定し、及び規則で定める基準により管理するとともに、当該測定の結果を測定の日から3年間保存すること。ただし、湯水の性質その他の条件により当該消毒を行うことができない場合又は適切でない場合であって、当該消毒に代わる適切な消毒その他の措置を講じるときは、この限りでない。

(ケ) ろ過器を使用している浴槽にあっては、(ク)本文の塩素系薬剤は、ろ過器の直前に注入し、又は投入すること。

(コ) 消毒装置を設置している場合は、維持管理を適切に行うこと。

(サ) 集毛器は、毎日清掃すること。

(シ) 調整箱（洗い場の給湯栓又はシャワーに送る温水の温度を調整するために設ける箱をいう。）は、定期的に清掃すること。

(ス) (イ)の基準に適合していることを確認するため、1年に1回以上検査を行い、及び当該検査の結果を検査の日から3年間保存するとともに、(イ)の基準に適合していない場合は、直ちにその旨を市長に届け出ること。

(セ) 回収槽（浴槽の外にあふれ出た浴槽水を回収し、貯留する槽をいう。以下同じ。）の湯水は、浴用に使用しないこと。ただし、回収槽を頻繁に清掃し、及び消毒するとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽内の湯水を塩素系薬剤等により消毒する場合は、この限りでない。

(ソ) 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な液体の粒子を発生させる設備を設置している場合は、24時間以上完全に換水しないで使用している浴槽水

は、使用しないこと。

(タ) ろ過器を使用している浴槽にあっては、打たせ湯及びシャワーに浴槽水を使用しないこと。

(チ) 屋外の浴槽水は、屋内の浴槽水に混じることのないようにすること。

イ 客室に設置された入浴設備で、宿泊者が浴槽水を換水することができるもの

(ア) ア(ア)、(エ)、(キ)及び(コ)から(シ)までに掲げる事項

(イ) 給水装置により供給される水以外の水を使用した原水、原湯、上がり用水及び上がり用湯は、規則で定める基準に適合するように水質を管理すること。

(ウ) (イ)の基準に適合していることを確認するため、1年に1回以上検査を行い、及び当該検査の結果を検査の日から3年間保存するとともに、(イ)の基準に適合していない場合は、直ちにその旨を市長に届け出ること。

(エ) ア(ウ)及び(セ)から(チ)までに掲げる事項

(8) 洗面所には、飲用に適する湯又は水を十分に供給すること。

(9) 便所は、臭気の防除を行い、その手洗い設備には、衛生上支障がないよう石けん等を備えておくこと。

(10) 寝具等については、次のとおり措置すること。

ア 布団、毛布、枕等は、清潔な敷布、カバー等で覆うこと。

イ 浴衣、敷布、カバー等直接人に接触するものは、宿泊者ごとに洗濯したものと取り替えること。

ウ その他適切に洗濯、管理等を行うこと。

(11) 応急手当に必要な医療品及び衛生材料を備えておくこと。

(12) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第1項に規定する患者若しくは無症状病原体保有者又はその疑いのある者を、感染症を公衆にまん延させるおそれなくなるまでの期間業務に従事させないこと。

（宿泊の拒否の事由）

第9条 法第5条第3号に規定する条例で定める事由は、次のとおりとする。

(1) 宿泊しようとする者が、泥酔し、若しくはその言動が著しく異常であるとき、又はその身体、衣服等が著しく不潔で、他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。

(2) 通常の間外に宿泊を申し込まれたとき。

(3) 宿泊料等費用の支払能力がないと認められるとき。

(4) 宿泊者名簿の記載に応じず、又はその記載事項について虚偽の申告をしたとき。

(営業者の努力義務)

第10条 営業者は、旅館業の施設の整備及び宿泊に関するサービスの向上等に関し、次に掲げる措置を講じるよう努めなければならない。

(1) 高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上するために必要な措置

(2) 外国語等による情報の提供、インターネットを利用した観光に関する情報の閲覧を可能とするための措置、座便式の水洗便所の設置その他の外国人観光旅客の施設及びサービスの利用に係る利便を増進するために必要な措置

(3) 前2号に掲げるもののほか、旅館業の業務の適正な運営を確保するために必要な措置

(外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保)

第11条 営業者は、外国人観光旅客である宿泊者に対し、旅館業の施設の設備の使用方法に関する外国語を用いた案内、移動のための交通手段に関する外国語を用いた情報提供その他の外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保を図るために必要な措置であって規則で定めるものを講じなければならない。

(周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明)

第12条 営業者は、規則で定めるところにより、宿泊者に対し、騒音の防止のために配慮すべき事項その他の旅館業の施設の周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項であって規則で定めるものについて説明しなければならない。

2 営業者は、外国人観光旅客である宿泊者に対しては、外国語を用いて前項の規定による説明をしなければならない。

(苦情等への対応)

第13条 営業者は、旅館業の施設の周辺地域の住民からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれに対応しなければならない。

(旅館業の業務を適切に実施するための体制整備)

第14条 営業者は、法第6条第1項及び前2条に規定する義務の履行が確保されるよう、次に掲げる基準に従って、旅館業の業務を適切に実施するための必要な体制を整備しなければならない。

(1) 法第6条第1項の宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置及び第12条第1項の規定による説明に必要な機器、設備又は装置を有していること。

(2) 前条の苦情及び問合せに適切かつ迅速に対応できること。

(市長への定期報告)

第15条 営業者は、宿泊者数その他の規則で定める事項について、規則で定めるところにより、定期的に市長に報告しなければならない。

(営業者の公表)

第16条 市長は、営業者に関し、必要と認める事項を旅館業の施設ごとに整理し、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(既存の構造設備等に関する特例)

2 旅館業法施行細則（昭和58年10月奈良県規則第20号）附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる営業施設の構造設備については、同規則の施行の際現に法第3条第1項の規定による営業の許可を受けて旅館業を営業している者又は同規則附則第4項の規定の適用を受けて同条第1項の規定による営業の許可を受けた者が引き続いて当該営業を営んでいる間は、当該営業施設を増築し、又は改築する場合を除き、第2条の規定は、適用しない。

3 旅館業法施行細則の一部を改正する規則（昭和61年6月奈良県規則第7号。以下「昭和61年改正規則」という。）附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる玄関帳場の基準については、第2条第1項第1号及び第3条第1号の規定にかかわらず、昭和61年改正規則による改正前の旅館業法施行細則（昭和58年10月奈良県規則第20号）第6条第1項第1号（同条第2項第3号において準用する場合を含む。）の規定の例による。

4 昭和61年改正規則附則第4項に規定する構造設備については、第4条の規定は、適用しない。

5 昭和61年改正規則附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる玄関帳場の基準については、同項に規定する施設を増築し、改築し、又は大規模な模様替えをするときを除き、第2条第1項第1号及び第3条第1号の規定は、適用しない。

6 昭和61年改正規則附則第6項に規定する構造設備については、同項に規定する施設を増築し、改築し、又は大規模な模様替えをするときを除き、第4条の規定は、適用しない。

7 旅館業法施行細則の一部を改正する規則（平成13年3月奈良県規則第73号）附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる構造設備の基準については、同項に規定する者が引き続き旅館営業を営んでいる間は、第2条の規定は、適用しない。

（既存の入浴設備に関する特例）

8 旅館業法施行条例の一部を改正する条例（平成15年3月奈良県条例第35号）附則第3項に規定する入浴設備については、当該入浴設備の増築又は改築が行われるときを除き、第8条第7号ア（ウ）、（ケ）及び（セ）から（チ）まで並びに同号イ（エ）の規定は、適用しない。

附 則（平成18年9月19日条例第45号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成24年12月26日条例第57号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年7月3日条例第43号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし第11条、第12条、第14条第1号及び第15条の規定は、平成30年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業を営んでいる者（旅館業法の一部を改正する法律（平成29年法律第84号）附則第3条の規定により旅館・ホテル営業を営む者とみなされる者を含む。）がその営業に供している施設であつて、この条例による改正前の奈良市旅館業法施行条例第9条第6号アの基準に適合しているものについては、平成30年12月15日までは、引き続き同号アの基準に適合する限り、この条例による改正後の奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例第8条第6号アの基準に適合するものとみなす。

別表（第4条関係）

- 1 次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲200メートル以内の区域
 - (1) 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）第2条第4項に規定する一団地の官公庁施設
 - (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
 - (3) 図書館法第2条第1項に規定する図書館
 - (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設
 - (5) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - (6) 博物館法第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設
 - (7) 社会教育法第5章（第42条を除く。）に規定する公民館
 - (8) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第11号に掲げる隣保事業により設置された人権文化センター
 - (9) 青年の家、少年自然の家、青少年野外活動センターその他の青少年教育施設で、国又は地方公共団体が設置するもの
 - (10) 体育館及び水泳プール並びに陸上競技場、野球場、庭球場その他の運動場で、国又は地方公共団体が設置するもの
- 2 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められている商業地域（風致地区を除く。）を除く市の全域